

## ◎入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 5 年 8 月 30 日

茨城県病院事業管理者 軸屋 智昭

### 1 調達内容

#### (1) 購入等物件及び数量

①開放式保育器一式	1 式
②閉鎖式保育器一式	1 式
③医療機器管理システム一式	1 式
④人工呼吸器	2 式
⑤新生児用人工呼吸器一式	1 式
⑥超音波画像解析システム	1 式
⑦輸液ポンプテスト	1 式
⑧可搬型人工呼吸器一式	1 式
⑨フローサイトメーター一式	1 式
⑩ヘッドライトシステム一式	1 式
⑪胸骨切開器一式	1 式
⑫チューブ・蛇管洗浄乾燥器	1 式
⑬自動尿分析システム一式	1 式
⑭インファントベンチレーター一式	1 式
⑮内視鏡外視鏡一式	1 式

#### (2) 調達物件の特質等

購入物件の性能等に関し、入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

#### (3) 納入期限

①から⑨までの物件：令和 6 年 1 月 31 日（水）

⑩から⑮までの物件：令和 6 年 3 月 29 日（金）

#### (4) 納入場所

茨城県水戸市双葉台 3 丁目 3 番地の 1 茨城県立こども病院内

#### (5) 入札方法

ア 入札金額は、購入等物件の総額を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 購入代金総額には、購入物件のほか、納入に要する一切の費用並びに設置から正常な稼働までに必要な一切の工事及び、調整に要する費用を含むものであること。

### 2 入札参加資格

(1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のう

え、次に示す場所に申請すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
茨城県会計事務局会計管理課 会計指導室 調度担当  
電話 029-301-4875

- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書、仕様書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
茨城県病院局経営管理課 財務担当  
電話 029-301-6517

- (2) 入札説明書の交付期間

令和 5 年 8 月 30 日（水）から令和 5 年 9 月 8 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

### 4 入札参加資格等の確認

この一般競争入札に参加を希望するものは、一般競争入札参加確認申請書及び入札物品仕様書に 2 (4) 及び (5) を証明する書類を添付して 3 (1) に示す場所に令和 5 年 9 月 11 日（月）までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 5 入札執行の日時及び場所

令和 5 年 9 月 20 日（水）午後 2 時 茨城県庁入札室 1（茨城県庁行政棟 1 階）

### 6 入札保証金及び契約保証金

免除

### 7 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
  - ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
  - イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき
  - ウ 記名を欠くとき
  - エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
  - オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき
  - カ 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
  - キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき
  - ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

- (2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

8 契約書の作成の要否  
要

9 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程（茨城県病院事業管理規程第 21 号）第 115 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 詳細は、入札説明書による。